

7月開催

相談  
無料

事前  
予約制

県内企業の皆様

# 労務管理の専門家（社会保険労務士） による個別相談会を開催しています！

働き方改革を進めると企業に  
どんなメリット  
があるの？

就業規則の整備、  
36協定の締結、  
届出を行いたい！

働き方改革を進め  
るうえで活用でき  
る助成金について  
知りたい！

従業員が安心  
して働き続け  
られる環境を  
作りたい！

助成金の申請  
マニュアル、  
様式を見たが  
よく分からない。



地区

日程

時間

場所

福岡

7月14日（木）

13:00～17:00

宇美町商工会  
（糟屋郡宇美町宇美5丁目2-14）

北九州

7月 6日（水）

13:00～17:00

水巻町商工会  
（遠賀郡水巻町頃末北1丁目9-7）

筑後

7月28日（木）

13:00～17:00

大川市役所  
（大川市酒見256-1）

筑豊

7月20日（水）

13:00～17:00

宮若商工会議所  
（宮若市宮田3673-3）

対象

県内企業・事業所

申込方法

- ①WEBで申込→福岡県庁HPにアクセスし、案内に従ってお申込みください。
- ②電話で申込→下記問い合わせ先にご連絡ください。



【お問合せ】 福岡県福祉労働部労働局労働政策課

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

TEL：092-643-3587 FAX：092-643-3588

# ◆雇用調整助成金の特例措置が延長されました！

## ・令和4年9月まで特例が延長されています

(緊急雇用安定助成金、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金の特例措置についても同様です)

### 〈雇用調整助成金〉

※ ( ) の助成率は解雇等を行わない場合

		令和4年 3～6月	令和4年 7～9月
中小企業	原則的な特例措置	4/5 (9/10) 9,000円	4/5 (9/10) 9,000円
	地域特例 業況特例	4/5 (10/10) 15,000円	4/5 (10/10) 15,000円
大企業	原則的な特例措置	2/3 (3/4) 9,000円	2/3 (3/4) 9,000円
	地域特例 業況特例	4/5 (10/10) 15,000円	4/5 (10/10) 15,000円

※詳しくは  で検索



# ◆就業規則等の見直しをお手伝いします！

例えば、育児・介護休業法の改正に伴う

**就業規則の見直しはお済みですか？**

・令和4年10月1日に2段階目の改正として以下の2点が施行されます。

### ①産後パパ育休（出生時育児休業）の創設

- ・原則、休業の2週間前までに申出
- ・子の出生後8週間以内に4週間まで取得可能
- ・初めにまとめて申し出ることによって分割して2回取得可能
- ・労使協定を締結している場合に限り、労働者が合意した範囲で休業中に就業することが可能

### ②育児休業の分割取得

- ・取得の際にそれぞれ申し出ることによって、分割して2回取得可能
- ・特に必要と認められる場合の1歳以降の育児休業について、休業開始日を柔軟化、特別な事情がある場合に限り再取得可能

※詳しくは  で検索

